

## 協同運営委員会第2回総会

日時 2014年5月21日(水)午後6時より  
場所 岡本事務所  
議題 I 中期活動方針の検討 (提案は追って配信します)  
II 各部会からの報告  
III その他

### 協同運営委員会結成総会議事録より

2014年4月16日午後6時から7時 岡本事務所にて

#### 議題

##### I 「発足にあたって」の承認について

参加者からの意見：経済を手段としているが、目的としてとらえた方がいい。

司会：付帯意見として追加したうえで採択したい。

※全員一致で採択された。

##### II 規約の承認について

※全員一致で採択された。

##### III 役員の選出について

※協同運営委員会委員長1名と常任委員8名が選出された。

(常任委員内訳：就A部会長、コモンズ・ハート部会長、TAG部会長、コモンズ部会長各1名、その他4名)

##### IV 各部会からの報告について

・就A部会、コモンズ・ハート部会、TAG部会からそれぞれ報告があった。

##### V その他

・協同運営委員会のメンバーは、NPO法人日本スローワーク協会の正会員の資格をもつ。

NPOの年一回の総会について、働いているみなさんが出席できる時間帯に設定した。

6月28日(土)午後から総会と記念講演、終了後交流会をおこなう。

次回会議 第二回協同運営委員会総会は5月21日(水)午後6時より、岡本事務所にて。

### 承認された「発足にあたって」を以下に添付

#### NPO法人日本スローワーク協会 協同運営委員会発足にあたって

NPO法人日本スローワーク協会は、「ひきこもり」「ニート」と言われる人たちのサポートを行っているNPO法人ニュースタート事務局関西関係者によって、日本社会において多

数の人々が当たり前だと考えている働き方、生き方に対する疑問や問題意識をもって、もう一つの働き方をめざして設立された。

「ひきこもり」「ニート」といった社会から孤立する人達が生まれる原因は、人生や生活を豊かにすることを「目的」とし、その目的を達成するための「手段」としての経済活動が、急激に進んだ経済成長のために、「目的」と「手段」が転倒してしまったことによると考えられる。

経済活動や経済成長が目的となった社会においては、教育や労働、福祉、環境、文化など、生活の全てが経済活動のために組み立てられ、画一的な社会システムや価値観が形成される。本来、個性や特性も違う多種多様な人間が作る社会は画一的とは正反対なものになるはずである。画一的な社会システムや価値観が全体主義のように社会を覆っていれば、それに適応できない人が生まれてくるのは当然であるが、この現状に対しても社会の側は「自己責任」という画一的な価値観で切り捨ててしまう。

当然これは「ひきこもり」「ニート」の人達だけの問題ではない。スローワークの活動に途中から加わった精神障害者の人達やそれ以外の社会から孤立しがちな人たちの生きづらさともつながっている。そして、このような社会は多数者にとっても生きづらい社会である。

一人ひとりでは微力な我々に出来ることは自分の身近な所に多様で豊かな働き方、生き方の場を少しずつでも作って行くことしかない。そのためにはスローワークに関わる一人ひとりが、自分のできる範囲において、自分の頭で考え、行動し、協力しあいながら目的に向かって進んで行くことが求められる。

協同運営委員会はスローワークの理念の現実化のために必要な「雇われて働くのではない働き場の場」を作る上で、NPO 法人という組織形態の機能において足りない部分を補うために組織されました。みなさんのご協力を要請いたします。

## 協同運営委員会規約

(主旨)

第1条 NPO 法人日本スローワーク協会（以下、協会という）の設立趣旨書にある「新しい生き方・働き方」をめざして、自主管理・自主運営を実現するため、理事会からの委任にもとづき、協同運営委員会を設置する。

(名称)

第2条 本委員会は協同運営委員会と称する。

(目的)

第3条 本委員会は、協会の総会の決定にもとづき、その事業運営において、自主管理・自主運営することに寄与する。

(委員の資格)

第4条 本委員会の委員は、出資規定により、継続出資者（会員長期借入金）とする。

(委員会の構成)

第5条 本委員会は部会制をとる。部会には部会長をおく。部会への参加は委員の自主性にもとづく。

第6条 本委員会に常任委員会をおく。常任委員は部会長他若干名で構成する。常任委員会は事業運営にあたり、部会間の調整と全体の運営について責任をもつ。

第7条 本委員会の最高議決機関は委員全員で構成する総会とする。総会は委員長と常任委員を選出するほか、部会の改廃、及び事業運営についての運営方針を決定する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任はさまたげない。

(召集)

第9条 総会は委員長が招集し、各部会は部会長が招集する。委員は会議の招集を提案することができる。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は総会で決定する。